

事業報告書			
医療法人整理番号		28157	
報告期間		自 令和7年4月1日	
		至 令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	社会医療法人神鋼記念会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	社会医療法人	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	兵庫県	
	都道府県	神戸市中央区	
	市区町村	脇濱町1丁目4番47号	
	町名・番地		
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
(3)	設立認可年月日	平成9年12月24日	
(4)	設立登記年月日	平成10年1月12日	
(5)	理事長の氏名	山本 正之	
	姓		
	名		
	役員及び評議員の人数	9	
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	
兵庫県	神戸市中央区	熊内町 7 丁目 6 - 1	ジークレフ新神戸タワー2F	

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	山本	正之	
理事	東山	洋	
理事	鈴木	雄二郎	
理事	篠宮	裕	
理事	有馬	靖佳	
理事	岩橋	正典	
理事	西川	真史	
監事	村瀬	敬一	
監事	中村	敬治	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の
医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は
介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを
記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	伸銅記念病院		281b10b04U	兵庫県神戸市中央区脇浜町 1 丁目 4 - 4 7	333	0	0	0	0	0	0
診療所	新神戸トヨタ健診センター		281b10f08f	兵庫県神戸市鈴内町 7 丁目 6 - 1							

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員 通所定員

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
総合医学研究センター		兵庫県神戸市中央区脇浜町 1 丁目 4 - 4 7	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年6月25日	1. 第10期事業報告
令和8年3月25日	1：2026年度予算（案）と事業計画について 2：借入限度額の設定について
注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

法人名 社会医療法人神鋼記念会
所在地 兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号 28157

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	4,541,397	I 流動負債	4,439,010
現金及び預金	1,620,113	買掛金	1,698,946
事業未収金	2,690,566	短期借入金	1,183,152
未収金	40,535	短期リース債務	422,304
たな卸資産	155,432	未払金	50,442
前払費用	25,039	未払費用	327,577
その他の流動資産	14,519	未払法人税等	26,165
貸倒引当金	-4,806	未払消費税等	37,330
		預り金	59,911
		前受収益	52,978
		賞与引当金	580,205
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	7,215,937	II 固定負債	5,393,601
1 有形固定資産	6,589,155	長期借入金	2,537,999
建物	2,319,269	長期リース債務	1,223,572
構築物	65,951	退職給付引当金	932,696
医療用器械備品	235,536	その他の固定負債	699,333
車両及び船舶	1,148	その他の固定負債	
土地	2,696,228		
有形リース資産	1,271,023		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	9,832,610
		純資産の部	
2 無形固定資産	310,459	科目	金額
ソフトウェア	107,476	I 基金	
無形リース資産	200,040	II 積立金	1,924,724
その他の無形固定資産	2,943	設立等積立金	1,128,848
		繰越利益積立金	795,875
		その他積立金	
3 その他の資産	316,323	III 評価・換算差額等	
長期貸付金	1,770	その他有価証券評価差額金	
長期前払費用	206,750	繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産	106,898		
その他の固定資産	906		
役員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
		純資産合計	1,924,724
資産合計	11,757,334	負債・純資産合計	11,757,334

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人神鋼記念会
所在地 兵庫県神戸市中央区臨海町1丁目4-47

医療法人整理番号	28157
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			17,817,379
2 事業費用			
(1) 事業費		17,767,098	
(2) 本部費			17,767,098
本来業務事業利益			50,281
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			19,793
2 事業費用			17,975
附帯業務事業利益			1,818
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業利益			52,099
II 事業外収益			
受取利息		2,285	
その他の事業外収益			2,285
III 事業外費用			
支払利息		84,079	
その他の事業外費用			84,079
経常損失			29,695
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失		51,587	51,587
税引前当期純損失			81,282
法人税・住民税及び事業税		26,165	
法人税等調整額		1,908	28,073
当期純損失			109,355

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 社会医療法人神鋼記念会
所在地 神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号 2 8 1 5 7

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額 11,757,334 千円
2. 負 債 額 9,832,610 千円
3. 純 資 産 額 1,924,724 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		4,541,397
B 固 定 資 産		7,215,937
C 資 産 合 計 (A + B)		11,757,334
D 負 債 合 計		9,832,610
E 純 資 産 (C - D)		1,924,724

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 社会医療法人神鋼記念会
所在地 神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号 2 8 1 5 7

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当 なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人神鋼記念会
理事長 山本 正之 殿

私たちは、社会医療法人神鋼記念会の 2025 年会計年度(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

監査方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、2025 年度会計年度につきましては、社会医療法人の法定監査実施に伴い、有限責任あずさ監査法人による監査内容並びに結果報告を受けました。その後、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

2026 年 6 月 24 日

社会医療法人神鋼記念会

監事 村瀬 敬一 ㊞

監事 中村 敬治 ㊞

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

当社会医療法人は、当会計年度まで3期連続で経常損失を計上しております。

また、その結果、当社会医療法人が締結しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触しております。当該財務制限条項に基づき金融機関から期限の利益喪失を権利行使された場合は、当社会医療法人の自己資金による対象債務の弁済は困難です。このような状況から、当社会医療法人には継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。当社会医療法人は当該状況を解消すべく、以下の対応を図ります。

①経常損益の改善

以下の取組みにより経常損益の改善を図り、令和8年度決算での黒字化を目指します。

- ・病床稼働率の向上
- ・手術収入、指導料等の増加による診療単価の改善
- ・人間ドックの受診者拡大
- ・費用削減の強化

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策について積極的に実施することで、経常損益の改善を図ります。

②財務制限条項

財務制限条項に抵触したシンジケート・ローンについては、貸付人である各金融機関に対して、期限の利益喪失の権利行使猶予を申し入れています。

ただし、これらの対応策は実施途上であり、期限の利益喪失の権利行使猶予について、各金融機関との合意が得られていないため、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続事業を前提として作成しており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響は計算書類に反映していません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は最終仕入原価法による低価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。建物及び建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 7年～47年

建物付属設備 3年～47年

構築物 7年～60年

機械装置 9年

工具器具備品 2年～20年

車両運搬具 4年～10年

(2) 無形固定資産

定額法により5年で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として5年～10年で償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当会計年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社会医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

5. 消費税及び地方法人税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、固定資産に関わる控除対象外消費税等は、長期前払消費税として投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、建物に関しましては 20 年で均等償却を行い、その他の固定資産に関わる控除対象外消費税等は、5 年間で均等償却を行っております。その他の控除対象外消費税等は期間費用として計上しております。

6. その他貸借対照表作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理

事業を補助する目的で受け取った補助金等については、事業収益に含めて計上しております。

7. 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8. 資産及び負債のうち収益業務に関連する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9. 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産

建物	1,595,600 千円
建物付属設備	723,669 千円
土地	2,696,228 千円
計	5,015,498 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	288,220 千円
長期借入金	1,806,820 千円
計	2,095,040 千円

10. 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

11. 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12. 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産減価償却累計額

4,829,980 千円

(2) 財務制限条項

当社会医療法人が締結している以下のシンジケート・ローン契約については、財務制限条項が付されています。

①平成 27 年 3 月契約分(当期末残高:短期借入金 173,320 千円、長期借入金 606,820 千円)

以下のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

I. 各会計年度の末日において期末における純資産の金額が、平成 28 年 3 月期の純資産の金額又は前会計年度末の純資産の金額のいずれか高い方の 75%以上を維持すること

II. 平成 28 年 3 月期以降の会計年度において、連続する 2 つの会計年度の末日における損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと

②令和 6 年 3 月契約分(当期末残高:短期借入金 100,000 千円、長期借入金 1,200,000 千円)

以下のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

I. 各会計年度の末日において期末における純資産の金額が、令和 5 年 3 月期の純資産の金額又は前会計年度末の純資産の金額のいずれか高い方の 75%以上を維持すること

II. 令和 6 年 3 月期以降の会計年度において、連続する 2 つの会計年度の末日における損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと

当会計年度まで 3 期連続で経常損失を計上した結果、当会計年度末において①の II 並びに②の I 及び II の財務制限条項に抵触しておりますが、現時点では、期限の利益喪失に関わる条項を適用する旨の通知を受けていません。

(3) 補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

(単位:千円)

内訳	交付者	損益計算書影響額	貸借対照表影響額
運営費補助金	厚生労働省	156,053	211
	兵庫県	50,466	17,092
	神戸市	12,485	300
合計		219,004	17,603

(4) 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳

長期前受収益 106,020 千円

未払事業税 878 千円

合計 106,898 千円

法人名 社会医療法人神鋼記念会
所在地 神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号 2 8 1 5 7

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

	基金 (又は出資 金)	積立金				評価・換算差額等			純資産 合計
		代替基金	設立等 積立金	繰越利益積 立金	積立金 合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
令和7年4月1日 残高	-	-	1,128,848	905,230	2,034,078	-	-	-	2,034,078
会計年度中の変動額									
当期純損失				△ 109,354	△ 109,354				△ 109,354
会計年度中の変動額合計	-	-	-	△ 109,354	△ 109,354	-	-	-	△ 109,354
令和8年3月31日 残高	-	-	1,128,848	795,875	1,924,724	-	-	-	1,924,724

様式第五号

法人名 社会医療法人神鋼記念会

※医療法人整理番号 2 8 1 5 7

所在地 神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	2,456,122	-	-	2,456,122	860,522	81,519	1,595,600
	建物付属設備	1,919,774	29,581	-	1,949,355	1,225,686	91,326	723,669
	構築物	124,693	-	-	124,693	58,743	5,192	65,951
	機械装置	350	-	-	350	350	-	0
	工具器具備品	1,755,629	105,778	49,496	1,811,912	1,576,376	112,145	235,536
	車両運搬具	122,780	-	-	122,780	121,632	1,787	1,148
	土地	2,696,228	-	-	2,696,228	-	-	2,696,228
	リース資産	1,957,313	396,581	96,200	2,257,694	986,671	339,701	1,271,023
	建設仮勘定	-	135,359	135,359	-	-	-	-
	計	11,032,890	667,300	281,055	11,419,135	4,829,980	631,669	6,589,155
無形 固定 資産	ソフトウェア	520,729	27,750	-	548,479	441,003	36,464	107,476
	リース資産	415,088	-	109,462	305,626	105,587	55,879	200,040
	他の無形固定資産	2,943	-	-	2,943	-	-	2,943
	計	938,761	27,750	109,462	857,049	546,590	92,343	310,459
その 他 の 資 産	長期貸付金	3,887	-	2,117	1,770	-	-	1,770
	長期前払費用	216,966	47,714	57,930	206,750	-	-	206,750
	繰延税金資産	108,805	-	1,908	106,898	-	-	106,898
	その他の固定資産	856	50	-	906	-	-	906
	計	330,514	47,764	61,954	316,323	-	-	316,323

1. 当期増加の主な要因は次の通りであります。

- ・リース資産（有形） … MRI装置一式 194,322千円
- ・リース資産（有形） … ナビゲーション+術前計画ワークステーション一式 70,921千円

2. 当期減少の主な要因は次の通りであります。

- ・リース資産（無形） … 健康管理システムTOHMAS-i 82,619千円
- ・リース資産（有形） … ステラッド100NX、ステラッド100S 22,538千円

様式第六号

法人名 社会医療法人神鋼記念会
所在地 神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号 28157

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,964	2,251	2,408	-	4,806
賞与引当金	541,557	580,205	541,557	-	580,205
退職給付引当金	833,268	118,638	19,211	-	932,696

様式第七号

法人名 社会医療法人神鋼記念会
所在地 神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号 2 8 1 5 7

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	775,000	775,000	1.57	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	400,809	408,152	1.56	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	2,946,151	2,537,999	1.61	令和8年4月2日～ 令和18年8月10日
その他の有利子負債 リース債務（流動）	388,453	422,304	1.55	—
その他の有利子負債 リース債務（固定）	1,248,670	1,223,572	1.74	令和8年4月1日～ 令和14年11月30日
合 計	5,759,082	5,367,027	—	—

(注)

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	393,252	364,652	364,652	369,192
リース債務（固定）	382,983	314,745	236,173	215,126

様式第八号

法人名 社会医療法人神鋼記念会
所在地 神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号 28157

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
計		

- 1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
- 2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
- 3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
- 4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人神鋼記念会
所在地 神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号 2 8 1 5 7

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計		
材料費	5,746,648	-	5,746,648	-	5,746,648
給与費	7,393,548	-	7,393,548	-	7,393,548
委託費	1,777,620	-	1,777,620	-	1,777,620
経費	2,813,431	-	2,813,431	17,975	2,831,405
売上原価	-	-	-	-	-
その他の事業費用	35,850	-	35,850	-	35,850
計	17,767,098	-	17,767,098	17,975	17,785,072



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

社会医療法人 神鋼記念会

第 11 期

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
令和8年6月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月11日

社会医療法人神鋼記念会
理事会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人神鋼記念会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第11期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続事業の前提に関する重要な不確実性

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記1.に記載されているとおり、法人は令和7年度まで3期連続で経常損失を計上した結果、法人が締結しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触していることから、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続事業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記4.(3)に記載されているとおり、法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、退職給付引当金に係る会計処理については簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便的な処理を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人神鋼記念会

申請者名： 理事長 山本 正之

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	神鋼記念病院
施設の所在地	兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号
管轄保健所名	神戸市保健所

1 診療科目

科 目	内科	呼吸器内科	消化器内科	循環器内科	精神科	小児科
	外科	整形外科	形成外科	脳神経外科	皮膚科	泌尿器科
	婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	リハビリテーション科	放射線診断科	麻酔科
	血液内科	腫瘍内科	糖尿病代謝内科	呼吸器外科	脳神経内科	リウマチ科
	救急科	放射線治療科	消化器外科	乳腺外科	病理診断科	

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
155	333										

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の口にチェックすること。）

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

※

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定 員	41		6					133		1							181
実人員	141		26	40		61		419		7	14	7	6	131		36	888
内特殊関係者	6													1			7

5 勤務体制

	体 制	昼間（15 時現在）		夜間（3 時現在）		休日（15 時現在）	
		専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
医師	病院内	0	122	3		4	
	オンコール			1		1	
内 精神科医（再掲）	病院内		1				
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		24	1		1	
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		27	1		1	
	オンコール			1		1	
臨床検査技師	病院内		47	1		1	
	オンコール						
看護師	病院内	2	191	3	30	4	51
	オンコール		6	1		1	
合 計	病院内	2	412	9	30	11	51
	オンコール	0	6	3	0	3	0
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	2	412	9	30	11	51
	オンコール	0	6	3	0	3	0
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく 都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく 常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人神鋼記念会

申請者名：理事長 山 本 正 之

住 所：兵庫県神戸市中央区脇浜町 1 丁目 4 番 4 7 号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	神鋼記念病院
病院の所在地	兵庫県神戸市中央区脇浜町 1 丁目 4 番 4 7 号
管轄保健所名	神戸市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	① 5,771 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	② 14 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③ 28 件
ヘリコプターによる搬送件数	④ 0 件
合 計	5,813 件
3 会計年度平均	1,938 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における夜間（午後 6 時から翌日の午前 8 時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始の日（1 月 1 日を除く 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,072 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	5 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	8 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,956 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	9 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	18 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,740 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	2 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	5,771 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	14 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	28 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

役員報酬規程

第1条（目 的）

この規程は、社会医療法人神鋼記念会（以下「法人」という）の役員に毎月支給する報酬の支給基準などについて定める。

第2条（定 義）

本規程における役員とは、社員総会で選任された理事および監事をいう。

第3条（決定方法）

役員報酬の総額は理事会で協議し、社員総会で承認された報酬総枠の範囲内とする。

但し、役員各人の支給額については、総枠の範囲内で各役員の担当業務に基づき、給与乃至月俸及び賞与規程により決定する。

第4条（報酬の上限額）

1. 役員報酬は月額で設定し、当法人の業績や経営内容、役員本人の成果・責任、勤務の実態等を考慮し、原則として毎年度見直しを行うものとする。

但し、各役員の役員報酬の年間総支給額は、以下に定める役位毎の年間の上限額を、超えないものとする。

なお、非常勤役員については、報酬に換えて日当を支払うものとする。

① 常 勤

i) 理事長 年額 2, 6 0 0 万円

ii) 理 事 年額 2, 4 0 0 万円

iii) 監 事 年額 2 0 0 万円（但し、無資格者は年額 1 0 0 万円）

② 非常勤 日当 5 万円に交通費の実費相当額を支給

2. 任期途中で役位の変更があった場合の報酬は、新しい役位就任の月から改定を行うものとする。

第5条（臨時の減額）

常勤役員の報酬は、法人の著しい業績悪化が継続する場合においては、理事会の決議を経て報酬の減額を行うことがある。

第6条（計算ならびに支払方法）

1. 月額報酬の支給計算期間は、毎月1日から月末までとする。
2. 月額報酬の支給日は毎月25日とする。

第7条（報酬からの控除）

次の各号に該当するものは、月額報酬から控除する。

- ① 源泉所得税、住民税、社会保険料等
- ② 上記以外の控除については、「従業員賃金規則（第1）」を準用する。

第8条（出張旅費等）

役員の出張旅費等については、「国内旅費規程」並びに「同取り扱い要領」を準用する。

（付 則）

この規程は、2015年4月1日より施行する。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	2,906,764,879 円				1,634,631,709 円
現金及び預金					1,620,112,583 円
事業未収金	2,726,293,936 円				
棚卸資産	155,431,987 円				
仮払金					14,519,126 円
立替金					
前払費用	25,038,956 円				
繰延税金資産					
貸付金					
固定資産	7,214,167,189 円				1,769,991 円
有形固定資産	6,589,155,100 円				
建物	1,595,600,059 円				
建物付属設備	723,669,351 円				
構築物	65,950,558 円				
医療用機械備品	235,535,797 円				
その他の機械備品	1 円				
車両及び船舶	1,147,965 円				
土地	2,696,228,459 円				
リース資産	1,271,022,910 円				
その他の有形固定資産					
無形固定資産	310,458,751 円				
電話加入権	2,943,267 円				
ソフトウェア	107,475,927 円				
リース資産	200,039,557 円				
その他の無形固定資産					
その他の資産	314,553,338 円				1,769,991 円
長期前払い消費税	204,691,562 円				
長期貸付金					1,769,991 円
役員等長期貸付金					
長期前払い費用	2,058,270 円				
繰延税金資産	106,897,506 円				
減価償却引当特定預金					
〇〇事業特定預金					
その他の固定資産	906,000 円				
資産合計	① 10,120,932,068 円	② 円	③ 円	④ 円	1,636,401,700 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	神鋼記念病院	新神戸ドック健診 クリニック	総合医学研究 センター
流動資産	2,906,764,879 円	2,813,175,290 円	84,920,650 円	8,668,939 円
事業未収金	2,726,293,936 円	2,634,430,605 円	83,454,216 円	8,406,115 円
たな卸資産	155,431,987 円	153,705,729 円	1,466,434 円	259,824 円
仮払金	円	円	円	円
立替金	円	円	円	円
前払費用	25,038,956 円	25,038,956 円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
固定資産	7,214,167,189 円	6,804,163,154 円	400,536,146 円	9,467,889 円
有形固定資産	6,589,155,100 円	6,206,696,797 円	373,302,353 円	9,155,950 円
建物	1,595,600,059 円	1,522,065,344 円	73,534,715 円	円
建物付属設備	723,669,351 円	668,467,687 円	55,201,664 円	円
構築物	65,950,558 円	65,950,558 円	円	円
医療用器械備品	235,535,797 円	219,541,489 円	8,109,381 円	7,884,927 円
その他の器械備品	1 円	0 円	1 円	円
車両及び船舶	1,147,965 円	1,147,965 円	円	円
土地	2,696,228,459 円	2,516,967,898 円	179,260,561 円	円
リース資産	1,271,022,910 円	1,212,555,856 円	57,196,031 円	1,271,023 円
その他の有形固定資 産	円	円	円	円
無形固定資産	310,458,751 円	297,136,105 円	13,119,663 円	202,983 円
電話加入権	2,943,267 円	2,807,877 円	132,447 円	2,943 円
ソフトウェア	107,475,927 円	103,490,491 円	3,985,436 円	円
リース資産	200,039,557 円	190,837,737 円	9,001,780 円	200,040 円
その他の資産	314,553,338 円	300,330,252 円	14,114,130 円	108,956 円
長期前払消費税	204,691,562 円	195,480,442 円	9,211,120 円	円
長期前払費用	2,058,270 円	1,963,590 円	92,622 円	2,058 円
繰延税金資産	106,897,506 円	101,980,220 円	4,810,388 円	106,898 円
その他の固定資産	906,000 円	906,000 円	0 円	円
資産合計	⑤ 10,120,932,068 円	9,617,338,444 円	485,456,796 円	18,136,828 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。

- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
 ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任

意の様式)を作成し、併せて提出すること。(なお、当該別紙についても閲覧対象であること)

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
神戸市中央区脇浜町 1-4-47	15005.87 m ²	m ²	15005.87 m ²	病棟
				外来(診察室・検査室)
神戸市中央区熊内町 7-6-1	1201.55 m ²	m ²	1201.55 m ²	人間ドック
	m ²	m ²	m ²	

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
病院本館	鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 8 階建	23935.93 m ²	自家	病棟	13,098.56 m ²
				外来(診察室・検査室)	10,837.37 m ²
外来管理棟	鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建	1125.37 m ²	自家	外来診察棟	1125.37 m ²
看護師寮	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 8 階建て	4118.50 m ²	自家	寮	4118.50 m ²
焼却場	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	75.90 m ²	自家	焼却場	75.9 m ²
機械室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	3.97 m ²	自家	機械室	3.97 m ²
新神戸ドック健診クリニック	鉄筋コンクリート造 42 階建てのうち 1・2 階部分	1201.55 m ²	自家	人間ドック	1201.55 m ²

8 医療用器械備品の明細（別途固定資産台帳添付）

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載要領

- 1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

- ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

- ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

へ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。
- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。
- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。
なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。
- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。